

◇新しい日本近世史像の構築をめざして

[1] 紛争・世論・官僚制—公共性の視点から

(1) 紛争論の変化

* 階級闘争論—一揆・世直し騒動等から反権力闘争や封建制克服の闘いを検出
年貢・諸役減免闘争、殖産・国益仕法反対、豪商農の打毀し等
基本的矛盾＝階級矛盾（領主×農民）
副次的矛盾＝階層矛盾（豪農・村役人層×小農・半プロ）
階級闘争と諸闘争 二重の矛盾・闘争 →封建的危機へ

* だが具体的事例では階級・階層関係に収斂できない紛争も多発

ex,畿内国訴（1740～1865）、最大時には摂河泉3ヶ国1460ヶ村が参加

- ・幕府の種物・灯油・肥料政策への反対訴願
- ・都市・在郷町商人の特権反対訴願
- ・廻在者（座頭・勸化等）の排除訴願、等

1970年代まで：幕府・特権商人批判に運動評価の重点（→封建制の動揺）

1980年代以降：郡中寄合等による重層的な地域結合、地域社会がもつ自治的・自立的性格の評価

* しかし訴願内容は畿内以外の農民や都市住民の成り立ちを侵害する要素多し

他地域農民や住民と利害が対立（種物、灯油、肥料）

国訴の論理は畿内的エゴイズム（大坂中心主義、畿内中心主義）

但しこの用語では一般化・論理化できない →「地域主義」Regionalism という概念の導入

大坂・機内の固有現象ではなく、どこにでもある自地域中心主義、

- ・身分的同一性は成り立ち条件の同質性を示さない
- ・地域の再生産構造に規定されて成り立ちの構造は異質→百姓身分としての連帯の可能性は幻想

* それまでの一揆・騒動・国訴等の研究は運動主体の論理にのみ着目する傾向

運動論理を正当化しやすい分析方法

* 階級・身分を地域集団・社会集団に分解 →集団間の紛争として把握する視点の獲得

「タテの階級闘争」から、「ヨコの集団間紛争」へ → 評価軸の転換

集団間紛争—民間社会の肥大化が生みだした不可避の社会的矛盾として把握

すると、集団間紛争を調整・解決する権力の存在がクローズアップされてくる

◆ 関連拙稿・「地域主義と国家—国訴と幕府の対応—」『歴史学研究』610号、1990年

・「国訴の論理と運動構造—消費者問題と農民連合の形成—」『日本史研究』337号、1990年

(2) 紛争から読み取る世論＝民意政治論—「閉ざされた政治空間」論から「政治参加」論へ

・歴史評論439、1986年、久留島浩論文

「幕藩権力が非常に専制的な性格をもった権力であり、～その民衆支配が大変強固であったことは、基本的には誰にも異論の無いところ」

* 「誰にも異論の無い」と言い切れるほどの共通認識

近世史研究者に根強かった専制権力論＝「由らしむべし、知らしむべからず」としての権力

この認識の前提—武士身分による政治と軍事力の独占→専制権力

* 本当に「誰にも異論の無い」と言えるほどの専制的な権力なのか？

◎ 「民意と政治の回路」の再評価を！

* 訴願の頻発をどう位置づけるか

◇ 訴願は単なる哀願ではなく、地域政策への批判と提言を多く含む

* 村役人や有識者らによる政策提案としての評価（村落再建、領主財政、殖産政策、など）

献策—領主の諮問への回答、自主的意見書（村役人、老農、商人、識者たち）

領主政策への反映 → 地域政策をめぐる公論状況

「誰にも異論のない」専制権力ではなく、民意政治・世論政治の展開という視点の獲得

* 士分への取り立てをどう位置づけるか

・「身上がり願望」という評価も根強いが

・由緒、献金、献策、実務能力の評価など、取り立ての契機は多様

・単なる身分的上昇転化ではなく民衆知の領主領域への食い込みとして評価

市場経済の急激な展開と地域社会の変動に対して領主層の立案・実行能力の限界

民衆知・民衆財の積極的活用へ（政治への介入と政治機構への進出）

18c半以降、庶民からの人材登用が活性化し、民意政治へと大きく構造変化

(3) 地域リーダー論へ

* 政治とのパイプを活用し地域起こしに励む村役人像

- ・自己資産を投入して地域の殖産に励む村役人
- ・地域改革案の積極的提案—凶作・飢饉状況から地域を救済するプラン
- ・領主役人とのパイプを利用して地域活性化に藩の資金導入をはかる村役人

豪農論ではこれが権力との癒着と評価されてきた

：平川「地域経済の展開」岩波講座『日本通史』近世5、1995

* 社会運動の担い手としての村役人、政治参加の主体としての村役人

- ・地域政治の主体（地域運営）
- ・地域団体（村や組合村等）と領主政治の媒介者（訴願・政策立案）
- ・領主政治の一翼を担う存在（地域行政の専門官）

村や地域社会の成り立ちに責任を負う存在としての自覚と行動

搾取・支配する存在としての豪農論を相対化し、豪農を村役人としての性格から再評価

村役人の行動の活性化が政治構造自体を長期的に変革

悪徳的イメージの強い「豪農論」から、地域社会に貢献する「地域リーダー論」への転換

：平川「転換する近世史のパラダイム—静かな変革論へ」九州史学123、1999

* 「名望家論」村役人層による「あるべき村役人像」の獲得

・寄付や救済事業などに貢献し地域住民から尊敬や名誉を勝ち得るような名望家的地域行政へ

近代的地方名望家の近世的成立 久留島浩「百姓と村の変質」岩波講座『日本通史』近世5、1995

(4) 「階級権力／階級国家」論から「公共権力／公共国家」論へ—「支配」から「行政」「調整」へ

* 民衆による政治へのアクセス → 民意を政治に反映させようとする行為

民意政治論の展開 → 「民意を吸収する存在としての権力」

だが、権力が対面する民意は必ずしも単一ではない → 民意の分裂はむしろ常態

権力はしばしば、あい反する要求を民衆から突きつけられていた

あい反する民意への対応 → 民意間の調整以外にない → 政治レベルでの調整機能

新しく打ち出される政策—政治空間での「調整」というフィルターを通過した産物

* 権力機構のなかで社会諸利益の調整を体現—領主的職制・幕藩の役人

・社会運営や社会諸利益調整などの公的領域に機能を発揮 → こうした公的機能が行政

行政遂行は公＝官の役務ゆえに、その役務を負った存在が官僚

幕藩の役人—領主家政の担い手である「家僚」であり、公的領域の担い手である「官僚」

* 社会と政治をつなぐ媒介項はなにか → 「官僚」論

・あるイシューをめぐる社会集団と幕府官僚の関係を政策決定過程から検討

・政策の帰趨に利害関係をもつ社会集団は訴願によって政策過程に積極的にアプローチ

・官僚は独断的決定を実行できず、世論の板挟みにあって妥協的政策を余儀なくされる

政治は武士に独占されるのではなく、世論の風をうけて政策が左右される

民衆による有力な政治参加の姿態としての訴願

：平川「幕府官僚と利益集団」歴史学研究698、1997

同「交差する地域社会と権力」歴史評論635、2003

* 幕府官僚＝領主役人

領主の利害を一義的に主導できるわけではなく、国家的見地からの政策立案を不可避

武士という社会集団のレベルを超えた価値判断を求められる立場

官僚—社会的利害調整にもとづく政策立案と実行

「支配の装置としての官僚制」と並置して、「民意吸収装置としての官僚制」

* 幕藩制の成立当初から、これらの機能を自明の完成された原理として有したわけではない

社会状況に対応して新しい機能を要求され、それが職務機構の整備と職務権限の分課を生みだす

権力や国家に要求される、社会的公共領域の担い手としての官僚制の成立

[2] 地域の公共、権力の公共

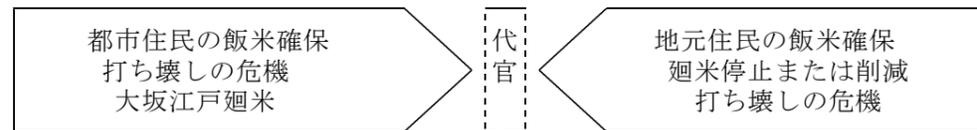
(1) 豪農論から地域リーダー論（村役人論・名望家論）への転換

- 豪農論系の村役人像－地主・高利貸・買占商人、権力との依存・共生関係
- 地域リーダー論－村や地域社会の成り立ちに責任を負う存在としての自覚と行動に焦点
- * 豪農論的系譜を引くのは社会的権力論
 - 社会的権力－経済的・政治的・文化的ヘゲモニー（覇権・指導権）の主体
 - ・この立場からの地域リーダー論や公共権力論に対する批判
 - ex. 塚田孝氏「歴史学の方法を考える」歴史評論 571号、1997年
 - ・村役人像－公共性を体現した村役人や町役人という描き方
 - ・領主像－恣意的支配の主体ではなく公共性を体現した「慈悲深い存在」という描き方
 - ex. 歴研近世史部会 1999年度大会主旨説明、歴史学研究 723号、1999年
 - ・自治・自律・公共などをキーワードとする視角→民主的枠組みの達成のみを評価する傾向
 - ・現実の地域運営の実態やヘゲモニー主体の検討が不十分
 - * 社会的権力論と地域リーダー論、公共権力論には根本的な歴史観の相違
 - ・社会的権力論－地域社会でのヘゲモニー掌握者のあぶり出し → 強者発見の論理
 - 階級・階層対立を機軸に歴史を解釈してきた戦後歴史学の忠実な継承者
 - ・地域リーダー論－地域社会のなかの人材の発見
 - 地域的要求の主体(献策・訴願)、地域起こしへの尽力 → 村や地域の再建
 - 地域社会の成り立ちに果たした彼らの役割を重視 → 共生の論理からのアプローチ
 - 地域リーダー論は疎外・対立よりも貢献や信頼・結合の要素、合意形成を重視する視点

(2) 地域の公共、権力の公共

- ① 村－地域を束ねる(リーダー論)
 - ② 政治にアプローチする(政治の回路)
 - ③ 地域民衆の選択(民衆的主体性)
- 平川「郡中公共圏の形成－郡中議定と権力」『日本史研究』511号、2005年3月(2004年度大会報告)

- * 出羽国村山郡の郡中議定から読み取る地域的公共性(安永期以降幕末まで逐次的に議定を制定)
 - ・公共圏としての郡中議定(穀留－郡外への米穀流出の阻止)－生存共同体としての郡中議定
 - ・「郡中」公共圏を食い破る存在
 - 議定破り－郡外商人、他藩の領主役人、郡内の酒造家や米商人ら、郡境の米穀保有者や買食層
- * 下からの公共圏形成と権力
 - ・幕府代官所による穀留体制へのてこ入れ
- * 公共圏の重層－廻米をめぐる幕府と地域社会
 - ・幕府勘定所の廻米督促、地域住民の穀留要求－狭間で揺れる幕府代官
 - ＜幕府的論理(国家的公共圏)＞
 - ＜地域的論理(地域的公共圏)＞



- * 代官の立場－公儀の論理か、地域の救済か
 - ① 死を覚悟して地域を救済する代官
 - ② ぎりぎりの接点を模索する代官
 - ③ 公儀の論理を強行する代官
 - ・代官のパーソナリティの差が地域行政に反映
 - ・階級やシステムに還元するだけでなく、歴史における個人の問題をどう組み込むか
- * 幕府的公共をどうみるか。特に三都廻米を不可避とする権力の役割をどう評価するか
 - 凶作・飢饉下の廻米－村山住民にとって理不尽な行為
 - だが三都住民にとってはどうか？ 理不尽ではなく歓迎されるべき権力行為
 - 村山住民と三都住民の利害関係は明らかに対立
 - 勘定所－都市民食糧の確保を責務 → ゆえに廻米督促(単純な年貢収奪・廻米強制論に還元できず)

- * 地域からの視点が地域の成り立ちを重視した論点をだすのは当然だが、国家や社会の成り立ち、他地域の成り立ちという視点も併存させたい
- 地域の論理だけでは、全体の説明体系としては極めて不十分
- * 但し国家の論理だけを前面に出した解釈は地域の論理を否定する関係に
- * 幕府・地域住民・三都住民の誰が主張や行為の正当性をもつのかという設定ではなく、いずれもがそれなりの正当性をもつ、という立場から問題を整理
- 幕府の論理(国家的公共圏)と地域の論理(地域的公共圏)という枠組み
- それぞれに正当性をもつ複数の公共圏が対立し相剋するという考え方

[3] 日本近世「帝国論」

(1) 「帝国」日本の発見

- * きっかけは漂流民研究
 - ・前々職の東北大学東北アジア研究センター時代、東北アジアの地域研究の一環として漂流民研究に着手
 - ・ロシア漂流記のなかに「帝国」記事を発見
 - 桂川甫周『北槎聞略』寛政6年(伊勢国大黒屋光太夫)、大槻玄沢『環海異聞』(石巻若宮丸漂流民)
 - ・光太夫がペテルブルグで聞いた日本の評判(『北槎聞略』)
 - 「帝号を称する国をイムペラトルスコイといひ、王爵の国をコロレプスツウといふ。～世界の間四大部洲にして其容る所の諸国千百に下らず、其内帝号を称する国僅に七国にて、皇朝其一に居る」
 - ・18世紀の世界7帝国(欧州の認識)
 - ＜ヨーロッパ＞ ロシア、神聖ローマ帝国(ドイツ)、トルコ
 - ＜アジア＞ 支那(中国)、ペルシヤ、インド、日本
 - ・当時のロシアやフランスの文書にも日本を帝国と表記

(2) いつから日本は「帝国」とみなされ、「皇帝」と称されたのか

- * 1613年(慶長18)、宣教師ルイス・ソテロ スペイン国王への演説(『大日本史料』12-12)
 - 伊達政宗の派遣した支倉常長(慶長遣欧使節)をメキシコ・スペイン・ローマに案内した人物
 - 將軍 = Emperador (皇帝)
 - 伊達政宗 = Rey de Voxu (奥州国王) → 和文では「奥州の屋形」
 - 日本を Imperio (帝国) と表現
- * なぜ、日本は帝国か？
 - ・平戸オランダ商館長の言葉(17世紀初頭)
 - 「日本の皇帝(將軍)は力において欠けるものはない」
 - ・秀吉・家康の天下統一＝軍事力の国家的集中を実現→スペインと並ぶ軍事大国に
 - 故に約20万人を動員した朝鮮出兵も可能に
 - 日本に対する「帝国」認識の初源 → [4] 朝鮮出兵論の再解釈を参照
- * 「鎖国」／列強主導の植民地型・従属型交易を排除し、日本を主体とした貿易管理体制
 - 強大な軍事力を背景に強力な移出入管理体制
 - ヨーロッパ列強を日本のコントロール下においた外交 → 「帝国」外交
- * 家康をはじめ歴代將軍は、ヨーロッパから“Emperor”(皇帝)と称され、日本は、“Empire”(帝国)と呼ばれていた

(3) 幕末の国書 「帝国」としての日本

- * ペリーの持参した將軍宛大統領親書
 - ” His Majesty, The Emperor of Japan ” 日本皇帝陛下
- * 1854年日米和親条約の前文
 - (英文) ” THE United States of America and the Empire of Japan ”
 - (和文) 「亞墨利加合衆國と帝國日本」

- アメリカはヨーロッパの「日本帝国」認識を共有

- * 但し、19世紀には海軍力の弱い「帝国」日本の実態を認識
 - 1804年に石巻若宮丸漂流民を長崎に送還してきたレザーノフやクルーゼンシュテルンの報告書

(4) 近世日本「帝国」論がもつ意味

- ・「Empire 帝国」とは、最上の国家の格を示す用語であり、中国や神聖ローマ帝国などと並ぶ国家として日本が認知されていたことを示す
 - ・従来の研究では、中国の中華意識に対抗する日本の自己認識のあり方について、小中華意識と擲揄
 - ・中国や朝鮮などが認めることのない、唯我独尊的な自己認識との解釈
 - ・だがヨーロッパでは日本は中国と共に、アジアの「帝国」である、という認識が共有されていた
 - ・開国交渉にやってきた幕末の欧米列強の使節が、なぜ將軍を Eemperor (皇帝)、日本国を Empire (帝国) と呼んだのか。その理由は、日本が近世初頭から、「empire 帝国」だと認識されていたから
- * 近代国家をスタートさせた明治以降の日本が、当初から「帝国」(「大日本帝国」)と称することができたのは、誇大妄想ではなく、江戸時代以来の「帝国」としての歴史的認識が存在したから

◆ 関連拙著『開国への道』大系日本の歴史 12、小学館、2008年

[4]近世環太平洋論

◇漂流民研究からロシア史料の調査へ

ロシア史料から見えてきた近世日本の姿

平川監修『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係』第1～5集、
東北大学東北アジア研究センター、2004～2010年

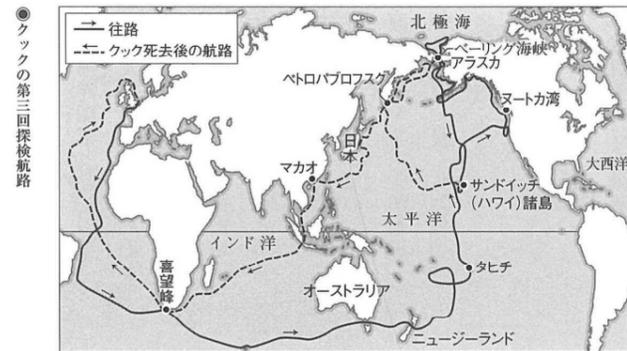
(1)環太平洋時代の幕開け—第2次大航海時代の到来と環太平洋の形成

* 18世紀以降に列強が繰り出した太平洋探検隊

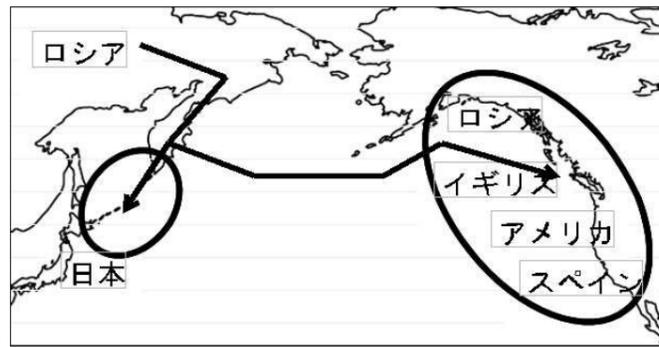
- ・1730年代、ロシアのベーリング、シパンベルグによる北太平洋探検
- ・1760年代、イギリスのキャプテン・クックによる太平洋探検
- ・1780年代、フランスのラペルーズによる太平洋探検

* 欧米列強による新たな侵略と相剋

ロシア、フランス、イギリス、アメリカによる領土分割競争と毛皮交易



キャプテン・クックの第3回航路



18世紀後半、太平洋両岸における領土分割競争

(2)領土分割競争に参入した日本

* 18世紀、ロシアの南下—領土拡張と日本との貿易を求めて

- ・日本は探検隊を繰り出してこれに対抗
- ・1798年：最上徳内らエトロフ島に「大日本恵登呂府」の標柱を立て、エトロフ島の領有権を内外に示す → 国際的慣習にもとづく領土宣言の意義
欧米列強の北太平洋進出の中で日本も急速に北方の境界を意識化

* 領土分割競争の熾烈化 18世紀以降

太平洋北東部／ヌートカ湾ではイギリス・アメリカ・スペインが衝突、ロシアとの確執
同 北西部／千島列島でロシアと日本の前線が出合い

北太平洋の東と西で、ほぼ同時期に、領土分割競争が開始

* 第2次大航海時代が引き起こした世界秩序・海洋秩序再編の時代へ

- ・鎖国＝海禁政策をとる日本も、その渦中へ
- ・日本は欧米列強に伍して領土獲得競争に積極的に参入
(千島列島、カラフト島)
- ・18世紀以降の世界史的大変動に関与しつつ、北方の境界を画定
- ・北方史および北方の領土問題を単なる日露問題としてではなく、
環太平洋史／世界史として分析する視角

* 鎖国泰平国家から国防国家へ転換

対外的緊張関係がもたらす国防問題と対外政策
「海防」論から「国防」論へ

◆関連拙稿

- ・「レザーノフ来航史料にみる朝幕関係と長崎通詞」『開国以前の日露関係』所収、同前、2006年
- ・「キャプテン・クックの太平洋探検と東北史」『交通史研究』73号、2011年
- ・『開国への道』

[5]朝鮮出兵論の再解釈—豊臣秀吉の世界認識—

*きっかけは「帝国」認識の初源を探る問題意識、及び仙台市史で支倉常長慶長遣欧使節（1613年）の執筆担当になったこと。織豊～江戸初期の最大の外交問題としての朝鮮出兵に着目。従来の解釈に違和感

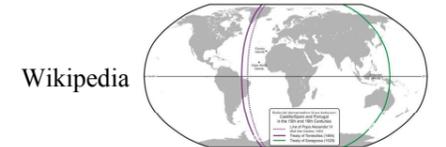
(1)朝鮮出兵の要因に関する従来の解釈

- * 秀吉の狂気、誇大妄想
- * 国内的契機論
 - ・国内矛盾の国外への転嫁（国内領土拡張の限界→海外領土の獲得へ）
 - ・惣無事体制の国外への延長（藤木久志『豊臣平和と戦国社会』東京大学出版会、1985）等

但しこうした理由では、なぜ秀吉の征服構想が朝鮮・中国だけではなく東アジア全域にまで広がったのかを説明できない。そこで秀吉によるヨーロッパ勢力に対する認識を視野に入れて再解釈すると…

(2)ヨーロッパ列強とアジア・日本

◇ヨーロッパ勢力の世界征服構想



Wikipedia

* 1494年、スペインとポルトガル、トルデシヤス条約

→デマルカシオン（世界領土分割）体制

西アフリカを基準に、その東側の新領土はポルトガル領、西側はスペイン領とすることを決定
アフリカ、南北アメリカ、東南アジアを植民地化

* 高瀬弘一郎氏（『キリシタン時代の研究』）や松田毅一氏（『豊臣秀吉と南蛮人』）らの日欧交流史

- ・スペイン・ポルトガルによる中国・日本侵略計画の存在を論証
- * 高瀬「キリシタン宣教師の軍事計画」
 - ・スペイン・ポルトガル両国による布教事業は「航海、征服、植民、及び貿易といった事業の一環」
 - ・（両国の）当時の布教事業の本質的性格を等閑に付して、江戸幕府の対切支丹政策を単に信仰や思想に対する不当な弾圧とのみみるのは、必ずしも充分とは言えない

日本側による一方的なキリスト教弾圧論・排除論だけでは正当な歴史解釈ではないという指摘

* 秀吉や家康の国家的危機管理論としての検討も必要

(3)スペイン・ポルトガルの征服論（訳文は高瀬弘一郎と松田毅一の前掲書等）

◇主な日本征服論

- * 1585年イエズス会日本準管区長カスパリ・コエリョ→イエズス会布教長アントニオ・セデーニ宛
 - ・日本に早急に兵隊・弾薬・大砲、3～4隻のフラガータ船を派遣してほしい。これで服従しようとしな
 - い敵に脅威を与える。これで布教改宗が可能になる。
 - ・日本 66カ国すべてが改宗すれば、フェリペ国王は日本人のように好戦的で伶俐な兵隊を得て、いっ
 - そう容易にシナを征服することができるであろう。
- * 1588年3月、アウグスチノ会士フランシスコ・マンリーケ →スペイン国王
 - ・もし陛下が戦争によってシナに攻め入り、そこを占領するつもりなら、陛下に味方するよう日本におい
 - て王たちに働きかけるべきである。キリスト教徒の王は4人にすぎないが、10万以上の兵が赴くこと
 - ができ、彼らがわが軍を指揮すればシナを占領することは容易であろう。

日本支配への意欲。のちキリシタン大名や武将は約80人に

支配下においた日本のキリシタン大名や信徒を中国征服の軍力として動員する計画

動員の前提としての布教 → 布教は単なる宣教ではなく領土獲得と一体化

(4)秀吉の東アジア征服構想とスペイン勢力の動向

○明・朝鮮征服計画

- * 1586年3月、宣教師コエリョ、大坂で秀吉に拝謁。秀吉、コエリョらに明・朝鮮征服の意図を話す。
コエリョがポルトガルの2艘の大船提供を申し出る（オルガンチーノ書翰）

● 1587年7月24日（天正15年6月19日）、バテレン追放令発布

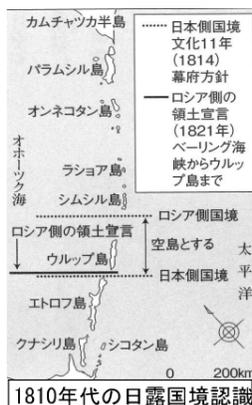
秀吉はイエズス会の軍力と教会領の拡大を懸念

○天正19年（1591）7月、秀吉、ポルトガル領インド副王に書翰。

- * 自分が日本を支配したこと、明征服計画 および布教禁止を告げて貿易を求める（『異国往復書簡集』26）
 - ・なぜ秀吉は布教禁止だけではなく明征服計画をインド副王に伝えたのか？
 - ・ゴアがポルトガルのアジア支配の拠点だという認識
 - ・明をも攻め取る勢いの日本にはポルトガルの世界戦略（布教、貿易、征服の一体的推進）が通用しないことを警告



徳内らが立てた標柱



1810年代の日露国境認識

○フィリピン服属要求

- *天正 19 年 (1591 年)、秀吉、フィリピン総督に書簡を送り服従を求める (異国往復書簡集 29)
 - ・三韓、琉球、および他の諸国は予に帰服して貢を納む。予はいま支那に対して戦をなさんとす
 - ・その国 (フィリピン) は未だ予と親交を有せず。よって予は行きてその地を取らんと欲す
 - ・これ旗を倒して予に服従すべき時なり。もし服従すること遅延せば、予は速やかに罰を加ふべし。後悔することなかれ。

●天正 20 年正月 (1592 年 2 月)、秀吉、朝鮮出兵を命じる

○高山国 (台湾) 服属要求

- *文禄 2 年 (1593) 11 月 5 日、秀吉、高山国 (台湾) 宛て書簡 (異国往復書簡集 34)
 - ・大明国を征せんとしたとき、朝鮮は謀反を企てたのでこれを討った。大明は数十万の援兵を出して朝鮮を助けたが、いまや勅使をわが肥前国に送って降を乞うており、南蛮、琉球も年々入貢し、わが徳光をあおいでいる。貴国はいまだ我が幕中に入らぬことは「不庭 (不逞) の罪」甚だし。原田氏を使者として使わす。来朝せざれば諸将をして征伐せしむ。

- ・秀吉の国書、手交できず → 国家主体の未成立
- ・秀吉が南蛮も入貢したと言っているのは、1592 年と 93 年にフィリピン総督が使者を派遣したことを指す。秀吉にとっては入貢に等しいもの。琉球も朝鮮出兵に兵糧米提供で協力。

○フィリピン／スペイン側の恐怖

- * 1595 年 2 月 10 日、フライ・ヘロニモ・デ・ヘスースのマニラの王会計院の収税吏兼監査官フランシスコ・デ・ラス・ミサス宛書簡 (ファン・ヒル『イダルゴとサムライ』44)
 - ・朝鮮には無数の人を送り込んでいるが、カガヤンへの来島も、マニラ征服を求めた薩摩の者に許可さえ与えれば、島伝いで彼らは行くまでだ。それゆえマニラでは常に人員を整え、大きな城壁を備えておくことがきわめて重要になる。またそちらから太閤に送りうる小さな贈り物によって端緒のついたこの友好を保つことがとりわけ肝要である。
 - ・私は朝鮮との和平が成らないように切に望む。なぜならこの戦争にかかわっている限り日本人はさらに戦争を企てない。彼らは刀を試さずには生きていけない人なのだ。～さすればマニラは平和なのだから。

* 1595 年 6 月以降、ジェロニモ・デ・ジュズス→フィリピン総督宛 (松田前掲 p216)

- ・(ジェロニモは秀吉が秀次を殺したことを伝え)、太閤も死ねば 2 歳の息子しか相続人がおらず、分裂がおこり、マニラは危険から免れるにいたるであろう。ねがわくば太閤の死のはやからんことを。

秀吉による朝鮮出兵は、マニラのスペイン人に深刻な恐怖感を与えた
朝鮮の役が終わっても、手透きになった兵士多数の存在が彼らを引き続き怯えさせた
日本を力で征服するぞ! という威勢のよさは、朝鮮出兵後、完全に影をひそめた
朝鮮出兵は世界最大の植民地帝国スペインをも恐怖させたほどの軍事行動だった
「軍事大国」日本の世界史への登場



フェリペ2世

(5) 秀吉のスペイン認識と東アジア征服構想

- *文禄 2 年 (1593) 11 月 2 日、秀吉→フィリピン総督 (異国往復書簡集 59)
 - ・予は日本全国と高麗を獲得した
 - ・多数の武将がマニラ占領を予に求めている。だが両地には商船往来するゆえに敵ならずと言えり。ゆえに予は兵を派遣せず。
 - ・支那に赴けば呂宗は甚だ近く、予が拇指の下にあり。我らは永久に親しく交わるべし。このことをカステリヤ (スペイン) に書き送るべし。カステリヤの王 (スペイン国王)、遠方にあるというとも予が言を軽視すべからず

秀吉、フィリピン総督を恫喝しつつ、マニラとの交易重視の姿勢を伝える
フィリピン総督、使節を派遣して友好外交を表明することで危機緩和をはかる
その使節は秀吉にとっては服属の表明
スペイン国王よ、予が言を軽視すべからず! →日本の力をスペイン国王に誇示
西洋最大の列強に対する強烈な対抗心と自負心 →スペインの日本征服計画を強烈に牽制する効果
秀吉が描く「スペインに対抗する日本」という構図

*慶長 2 年 (1597)、秀吉 →フィリピン総督宛

- 「(略) その国においては布教は外国を征服する策略または欺瞞なることを聞きたればなり。(略) 予は思うに卿 (フィリピン総督) がこの方法を用いてその国 (ルソン) の古来の君主を追い出し、ついに自ら新しき君主となりたるが如く、卿はまた貴国の教え (キリスト教) をもって我が教え (仏教や神道) を破壊し、

日本の国を占領せんと企画せるならん。是ゆえに予は前に述べたる所に対して憤り怒を懐ける (略)」

- ・スペインが布教を足がかりに外国を征服していることを知っている、ルソンでもこの方法で君主を追放し、自らが君主になっているではないか、同様の方法で日本を占領しようとしているに違いない、怒りを抑えることができない、と強くスペインを批判
- ・要するに秀吉はスペインに対して、布教を隠れ蓑にした日本侵略は絶対に許さない、と警告した

○一方で秀吉は東アジア征服を構想

- *なぜ秀吉は朝鮮に出兵したのかという問いに対する私見
 - ・国内の政治・軍事統合による権力強化という要素に加え、
 - ・スペイン・ポルトガルの世界征服構想が秀吉の外征意欲を触発し、東アジア全域 (中国、朝鮮、琉球、台湾、フィリピン) の征服構想へと展開したという解釈
-
- スペイン・ポルトガルが進める世界征服事業に対する東洋からの反抗と挑戦
世界征服事業は両国のほかに、後発のオランダ、イギリス、フランスなども積極的に展開
秀吉時代の日本 ヨーロッパ列強に対抗して海外征服事業に参入
朝鮮出兵問題ー朝鮮／明／日本の 3 国間関係ではなく、世界史的動向の中での海外進出
歴史解釈に求められるグローバルな視点

豊臣秀吉



- *秀吉による朝鮮出兵という軍事行動やフィリピン服属要求→スペイン勢力の大きな脅威に
 - ・スペイン側は軍事力による日本征服の困難さを認識 →日本征服事業の戦略転換
「布教・武力征服方式」から、「布教によるキリスト教化→日本支配の実現」へと転換
 - ・イギリス、オランダは当初から布教なしの貿易外交に徹す→日本への刺激を回避
結果的に、西洋列強による日本の植民地化を抑制する大きな要素

*日本=「帝国」認識の歴史的根拠

- ◆関連拙稿 (東北大学附属図書館 Web「機関リポジトリ」「平川新」で検索、以下の PDF 版を掲載)
 - ・「前近代の国家と外交ー国家の役割を考えるー」『近世史サマーフォーラム 2009 の記録』2010 年、
 - ・「スペインの対日戦略と家康・政宗の外交」『東北大学国史談話会雑誌』50、2010 年
 - ・「慶長遣欧使節と徳川の外交」『仙台市史特別編 慶長遣欧使節』2010 年

■深谷克己さんによる拙論の評価と批判

- ①「イベリア・インパクトと壬辰戦争」
国立歴史博物館編『韓国併合 100 年を問う』岩波書店、2011 年
- ②「東アジア世界の再序列化と近世日本」
須田努・趙景達編『比較史的にみた近世日本』東京堂出版、2011 年

◇深谷さんが評価する点

- ・平川論文が、「秀吉がめざした」ことは、「明の冊封体制からの自立というだけでなく、世界最強国家のスペインと対抗し、東アジアを日本の版図に組み込んでいくこと」「世界の植民地化をめざすイベリア両国に対する東洋からの反抗と挑戦」という見方を提示した意義は大きい。ヨーロッパに出会ったことと、アジアに対する態度との一体的な考察の不可避性が提示されたのは収穫である。(論文①)
- ・(秀吉の朝鮮侵略について) これを求心力維持のための戦争発起、晩年の絶対君主の誇大妄想という一國史的理解から東アジア史的理解に組み替えていくヒントは、平川新の指摘を活かせば、朝鮮、中国というラインだけではない、東南アジアへ視野を広げた武威の誇示だったことである。(同前)

◇深谷さんが危惧し批判する点

- ・(ヨーロッパ人の来航と朝鮮侵略論)両方をつなぐということは、おのずからヨーロッパへの対抗がアジア侵略を引き出すという論理になり、侵略免罪論になりはしないかという危惧をともなう。(論文①)
- ・平川論文の大胆で隙のない論証には裨益されたが、その地球大的視野にもまだ「日本史的発想」の西洋比肩論的な昂ぶりが感じられる。(同前)
- ・ただ平川論文が～、「世界の植民地化をめざすイベリア両国に対する東洋からの反抗と挑戦」と書くことには異議がある。(論文②)

◇平川からの意見 (別稿「豊臣秀吉の朝鮮出兵をめぐる最近の論議」を予定)

- ・拙論は史料にもとづいて出兵の因果関係を論じたもの。侵略を正当化する論を提示したわけではない
- ・「侵略免罪論」になりかねないという批判は、出兵の因果関係研究を封印することになりかねない
- ・「侵略免罪論」いうのは学術的論点ではなく、政治的なイシュー
- ・実証的な史料解釈から導き出された見解に対しては、史料解釈にもとづく学術的批判を求めたい。
- ・朝鮮出兵論を再びタブー化させないことを期待したい

[6] 庶民剣士論

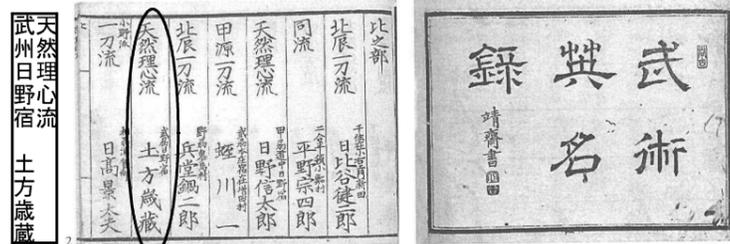
(1) 中間層論から

地域的公共の担い手である中間層論の素材として村役人層に注目
彼らの社会的役割や存在形態を検討するなかで武術・学術に精励する中間層に関心
宮地正人『歴史のなかの新選組』巻末所収の浪士組名簿に村方地名が多いことに着目

浪士組（文久3年1863創設）の庶民率	63%	予想以上に高い庶民武士の割合 中上農層が多い
新選組隊員の庶民率	30%	

*「武術英名録」に記載された剣士たち

万延元年(1860)、関東八か国の名剣士 632 人の名前・流派を掲載した名簿



武士と庶民の割合 632人中
武士身分 42人 (7%)、
百姓身分 590人 (93%)

名剣士は百姓の方が多かった！
という意外な発見

- * 新選組の近藤勇と土方歳三が多摩の百姓身分の出身であることは有名
但し、厳格な身分制の下では、例外的な存在だというのが通説だった
- * 幕末過激事件へ参加した庶民武士の割合も高い
なぜこのような状態があり得るのか？

* 秩父の庶民道場：逸見家「耀武館」（18世紀後半の建築）



第5世逸見多四郎長英。「武術英名録」にも記載された名剣士。大名や武士も門人に

* 出羽国村山郡（山形県）でも、たくさんの庶民剣士を発見
「演武場出席」 山形県山辺町／稲村家文書
文化6年(1809)、稲村道場の門人 30人（近在の百姓）が江戸に出稽古した記録

山形県山辺町稲村家文書「演武場出席」

(2) それにしても、なぜ百姓や町人が武術を習ったり剣術家になれるのか？

江戸時代の庶民は武芸・武術が禁止されていた、というのが通説だが、本当か？

* 文化2年(1805)（『徳川禁令考』後前集第一）（関東の幕府領のみ対象）「在方の風儀を改良すへき達書」
「近来在方に浪人者などを留め置き、百姓共武芸を学び、または百姓同士相集まり稽古致し候も相聞こえ候。農業の妨げだけではなく、身分を忘れ、気かさに成り行き候基いに候えは堅く相止め申すべく候。勿論。ゆへなくして武芸師範いたし候者など、猥りに村方へ差し置き申す間敷候」

この触書をもって庶民武芸は禁止されていたという解釈がなされてきた

だが逆に、この時期まで禁止されていなかったということの根拠

近世初頭から百姓道場は存在

以後繰り返される禁止触れも実効性はなかった →法令から社会の実態を解釈することの限界

* 全国各地に無数の庶民剣士が存在したことは確実
土農工商や兵農分離の身分制は、どうなっていたのか？
先入観を捨てて、根本的な見直しの作業に
身分制論や兵農分離論の見直しにもつながる論点 → 新しい江戸時代像へ

◆関連拙稿

- ・『開国への道』
- ・「庶民剣士と村山の農兵」『西村山地域史の研究』28、2010年
- ・『週刊 新発見！日本の歴史』36号、朝日新聞出版、2014年

[7] 大塩平八郎論

(1) 大塩の乱

1837年(天保8)、門人ら300人と蜂起。与力屋敷と豪商を襲撃。半日で鎮圧。逃亡した大塩は自決
* 従来の大塩評価（研究書、教科書等）
大塩は米不足で苦しむ大坂から江戸に廻米した大坂町奉行を激しく糾弾
幕府高官や奉行所役人と豪商との癒着や収賄等の墮落に怒る大塩
凶作・飢饉時に無策の大坂町奉行所へ怒りの鉄槌をくだした大塩という解釈
庶民の窮状を救うために幕政を批判して決起した英雄という視点

(2) 大塩論をとらえなおす視角

① 大坂町奉行は無策無能だったのか

- * 「大坂町奉行は窮民救済策をとることもなく」という評価に全く根拠なし
大坂の米不足が深刻化するにしたがって町奉行は大坂米が流出しないような措置を指示
- * 本城正徳氏の評価：「大塩の乱と大坂周辺の米穀市場」『高円史学』1995年
・天保7年から8年にかけて大坂町奉行はもっとも積極的な米価対策を実施
・堂島米取引不正禁止令、堂島米相場抑制令、入津米増加令、他所他国売り禁止令、市中小売米価引き下げ令、官米払い下げ、民間施米の推進等
・取り得る米対策のほとんどを実施し、かなりの程度実効性をもった、という評価
- * もちろん対策の限界があったからこそ米不足が深刻化し、餓死者も出た
だが「何もしなかった」という記述は明白な誤り→大塩に肩入れする歴史研究者の独断と偏見
（『大阪市史』大正版、を見ればすぐに分かる事実を無視）

② 大塩の抜け米幹旋疑惑について

- * 水戸藩への抜け米史料
・藤田東湖「丁酉日録」天保8年3月22日条 水戸学者 藩主斉昭の側近 『新定東湖全集』
大坂からの飯米移入の記事
・山田三川『三川雑記』天保8年条 安中藩の学者
大塩による水戸藩への米幹旋の噂を記す
・山川菊江『覚書 幕末の水戸藩』（岩波文庫）
飯米を融通した大塩に感謝する水戸領民の伝承
大塩による抜け米幹旋の可能性は否定できず
もし事実であれば、米不足の大坂から米を大量に移出させたのは大塩自身だったということ
蜂起の大義に大なる虚偽ありということになる

③ 「大塩焼け」の意味を問う

- ・放火によって大坂の5分の1が焼失。最低270人以上が焼死。約7万人が焼け出される
- ・放火計画を諫めた門人を大塩は惨殺
- ・なぜ教科書は「大塩焼け」を記載しないのか？
山川出版社、東京書籍、学校図書、三省堂、扶桑社(中学)のいずれの教科書にも、大塩は幕府を批判し貧民救済のために蜂起をしたとあるのみで、大坂の5分の1を焼失させたという記述はなし
蜂起によって大きな犠牲者・被害者が出たという情報は全く伝えられていない
学生たちは大塩火付けの事実をほとんど知らない(知らされていない)→火付けの事実を知ると驚愕

④ 大塩の大金融通（大塩の金脈）

- ・江戸の林述斎(昌平坂学問所学頭)に門弟の富農から千両を用立て。
- ・将軍御側御用取次の新見正路(大塩の元上司、元大坂町奉行)に豪商鴻池からの千両融資を幹旋
・大塩自身が鴻池等の豪商と密接な関係→大金融通の口利き(大塩が批判する癒着)
・大塩の親しい同僚が不正無尽 町奉行所の腐敗墮落を批判しているが…
・大塩の蜂起の檄文評価を基準としているために、彼の言動の多面的評価がなされていない

⑤ なぜ大坂町奉行跡部山城守は兵庫からの江戸廻米を指示したのか？

* 町奉行が指示した江戸廻米は大坂米ではなかった

兵庫米は大坂の米か？

大坂の米を守り江戸に米を移出する、大坂町奉行所の苦肉の策

⑥ テロとしての大塩事件、という見方

⑦ 大塩研究史の再検討 大塩義拳・英雄論の系譜

明治政府・自由民権・社会主義思想・マルクス主義的歴史論・戦後歴史学
旧徳川幕府批判 → 権力批判の象徴的存在としての価値

[8]歴史を読む眼

- ・学説にも流行がある。流行に乗った論文は生命力が短い
- ・戦後歴史学はグランド・セオリーが幅をきかせてきた
- ・セオリーを維持するための解釈、セオリーに乗った解釈が大量生産されてきた
- ・セオリーから出発するのではなく、史料に書かれている事柄から出発すること。先入観を捨てて虚心坦懐に史料に向き合うこと。私が常に意識してきたのはそのこと
- ・この実証主義の精神こそ、オリジナリティのある解釈を作り出す基礎
- ・その実証的歴史解釈の源泉は、古文書などの歴史資料

その古文書が危機的な状態にある！

[9]史料保全と歴史研究

*宮城歴史資料保全ネットワーク（東北大学に事務局）

2003年7月26日 宮城県北部連続地震を契機にを立ち上げ

2007年NPO法人化 宮城県内の歴史研究者や大学院生、文化財職員。東日本大震災後は全国から会員

現在：個人会員約170、団体会員6

*歴史資料の消滅の危機

地震などの自然災害や、代替わり・改築を契機として散逸・消滅

宮城資料ネットのスローガン 「歴史資料を千年後まで残そう」

*災害「後」のレスキューから災害「前」の保全へ展開

災害発生後の活動では間に合わない。事前に史料の所在把握と写真撮影（データベース化）へ

*史料調査のあり方

①史料の所在調査 一定地域を対象に歴史資料の有無を悉皆調査

旧家を訪問調査 2003～10年 415件の所在調査を実施（現地関係者と共同で）

②一軒型資料調査 一軒に所蔵される歴史資料を全点撮影、中性紙封筒に収納 調査件数26件

*宮城資料ネットの活動3原則

①調査時には必ず地元関係者と共同して実施すること

②費用を自治体や地元求めないこと

③写真データや史料所在目録を地元提供すること

研究者による史料の占有を排除、郷土史家への提供

・地元との密接な関係、信頼関係
・東日本大震災後の活動でもこのネットワークが有効に機能

*東日本大震災後の古文書の保全 2011年4月～2013年12月

レスキュー／保全 合計110軒 保全した史料類 5万点以上



*津波被災史料のクリーニング



*歴史研究は史料の存在が大前提だが、研究者の責務としての史料保存には関心が弱い
全国に数億点は埋もれている歴史資料は今も消滅し続けている →いま何をなすべきか